

平成 25 年 2 月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成 25 年 2 月 7 日 (木) 午後 3 時 00 分

2 出席委員

三 浦 溥太郎	委員長
三 塚 勉	委員
齋 藤 道子	委員
森 武 洋	委員
永 妻 和子	委員 (教育長)

3 出席説明員

教育総務部長	渡 辺 大 雄
教育総務部総務課長	大 川 佳 久
教育総務部教育政策担当課長	平 澤 和 宏
教育総務部生涯学習課長	原 田 修 二
教育総務部教職員課長	高 橋 淳 一
学校教育部長	中 山 俊 史
学校教育部教育指導課長	渡 辺 文
学校教育部支援教育課長	小田部 英 仁
学校教育部学校保健課長	藤 井 孝 生
学校教育部スポーツ課長	伊 藤 学
中央図書館長	小 貫 朗 子
博物館運営課長	稲 森 但
美術館運営課長	佐々木 暢 行
教育研究所長	新 倉 邦 子
健康部地域医療推進課長	惣 田 晃
教育総務部学校管理課課長補佐	菅 野 智

4 傍聴人 0名

## 5 議題及び議事の概要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に三塚委員を指名した。
  
- 委員長 日程第1から日程第10は、今後市長が議会へ提出する案件のため秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。
  
- 教育長報告  
前回の定例会から本日までの報告事項

### (永妻教育長)

本来ですと、平成25年1月26日から本日までの主な所管事項についてご報告させていただくのですが、今月については、急遽、体罰に係る実態把握調査の実施についてご説明させていただきます。

先月、1月の教育委員会会議で、大阪市立高校で部活の顧問から体罰を受けていた男子生徒が自殺した問題を受け、緊急校長会議を開催した旨をご報告しました。体罰は児童・生徒の人権を無視した決して許されない行為であり、学校教育法で禁止されています。横須賀市立の各学校においては、この重要性を改めて認識し、体罰禁止の趣旨を徹底し、教員等の意識の向上を図る取り組みを進めていたところですが、1月23日付、文部科学省から各都道府県教育委員会に「体罰禁止の徹底及び体罰にかかる実態把握について」の依頼があったことから、神奈川県教育委員会から、以下のとおり考え方が示されました。

一つ、県教育委員会と市町村教育委員会は、早急に全公立学校における体罰の実態を把握し、体罰禁止の徹底を図る必要があること。

一つ、実態把握にあたっては、教職員からに加え、児童・生徒や保護者の考えを直接把握するとともに、児童・生徒が回答することへの不安を和らげる方法を最大限考慮する必要があること。

一つ、回答の内容が体罰に当たるか否かは、教育委員会が公正・公平な立場で、学校に対し聞き取りを行うなど客観的に考慮し、事案ごとに判断する必要があること。

これら、神奈川県教育委員会の考えを受け、横須賀市教育委員会としましても、体罰の実態を把握し、適切な対応をすることで、児童・生徒が安全に安心して学校生活を送ることができるようにするため、そして、教職員間の体罰に関する議論や認識を深め、体罰の根絶に向けた取り組みを進めるための契機とするため、神奈川県教育委員会と調査の実施に向けて調整を行ってきました

が、このたび実施方法等がまとまりましたので、ご報告させていただきます。

引き続き、教育指導課長から調査の詳細につきましてご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

(教育指導課長)

「部活動及び学校生活全般における体罰の実態把握に関する緊急調査」について、ご説明いたします。

お手元の実施要項をご覧ください。調査につきましては教育長よりお話ししたとおりです。調査対象は横須賀市全公立学校の全児童・生徒及び保護者、全教職員となります。小学校及び特別支援学校については保護者の協力を得るなどして、実施することとしています。調査内容は県の調査項目に準じております。

自分自身が体罰を受けた、他の児童・生徒が体罰を受けたことを見たことがあることに関して、それぞれ項目が分けられ、回答用紙に記入することになっています。また、同じ回答用紙に保護者の体罰に関する意見を記入する欄も設けています。調査期間は各校種の行事等を考慮し、記載のとおり、調査期間を設定いたしました。調査方法としましては、児童・生徒は各学級担任より配布された調査用紙を自宅に持ち帰り、平成 24 年 4 月 1 日から体罰を受けたことがある、あるいは見たことがある場合のみ、その状況を回答用紙に記入し、指定の封筒にて市教育委員会に直接郵送することとしました。また、教職員につきましては、学校長より教員用調査用紙を配布し、体罰や体罰と受けとめられかねない行為をした場合、具体的な状況について記入し、学校長へ提出します。学校長はこれを受け、聞き取り調査等、事実確認を行い、教育委員会へ報告いたします。調査用紙回収後、教育委員会は集約した訴えや情報について各学校へ伝えるとともに、学校と連携を図りながら事実確認を行い、対応のあり方について検討してまいります。調査結果につきましては 4 月 23 日にまでに県教育委員会へ報告し、県教育委員会より文部科学省に報告いたします。公表につきましては、文部科学省の公表にあわせて、県教育委員会が県内市町村分について 5 月ごろ公表することとなっております。

以上で「部活動及び学校生活全般における体罰の実態把握に関する緊急調査」についての説明を終わります。

(齋藤委員)

1 件、お尋ねします。郵送で教育委員会に返ってきますよね。その取りまとめとか、受け取り部署、それから、それらの意見を検討し、これはやはり取り上げたほうがいいのかという判断は、どこか教育委員会の中の、特定の部署がおやりになるのか、そのためのまた別の委員会みたいなのができる予定なの

か、その辺をお聞かせいただきたいのですが。

(教育指導課長)

教育指導課が受け取ることになっております。また、その内容についての分析等につきましては、今、教育指導課、それから支援教育課、スポーツ課、教職員課、この4課でメンバーをそろえて検討を進めておりますので、そこで分析を進めていくことになるかと考えております。

日程第 11 議案第 14 号『第2次横須賀市子ども読書活動推進計画の策定について』

委員長 議題とすることを宣言

(中央図書館長)

それでは、議案第 14 号「第2次横須賀市子ども読書活動推進計画の策定について」ご説明いたします。本計画は、横須賀市の子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性と取り組みを示す計画で、平成 25 年度から平成 29 年度までの5年間を取組期間としております。計画の内容及び検討状況につきましては、これまでも、教育委員会定例会でご報告させていただいており、11月の定例会ではパブリック・コメント手続きに提出する計画案のご説明をいたしましたので、今回はパブリック・コメント手続きでいただいた市民意見と、その意見によって計画案に修正を行った箇所を中心にご説明いたします。

恐れ入りますが、まず、参考資料としてお配りしております、「第2次横須賀市子ども読書活動推進計画案に対するパブリック・コメント手続きの実施結果について」をご覧ください。

パブリック・コメント手続きの概要ですが、意見募集は昨年 11 月 27 日から 12 月 20 日まで行い、5 人の方から合計 24 件のご意見をいただきました。いただいたご意見、24 件の内訳は、表に記載のとおり、第 1 章 第 2 次計画策定にあたって に関するご意見が 2 件、第 3 章 第 2 次計画の基本的な考え方 に関するご意見が 2 件、第 4 章 第 2 次計画の具体的な取組に関するご意見が 20 件、ございました。それぞれのご意見の概要と、それに対する横須賀市の考え方については、1 頁以降に全件を記載しております。この内、いただいたご意見を参考に、計画案の記載内容を修正した 4 件につきましては、表の左端のナンバーの欄に網掛けをしてあります。その他の 20 件のご意見につきましては、ご意見やご提案への回答、あるいは今後の取り組みの参考とさせていただく内容になっております。

説明に際しては、計画（案）を併せてご覧いただきたいと思いますので、こちらもお手元にご用意をお願いいたします。参考資料の1頁をご覧下さい。

まず、No.1のご意見ですが、計画（案）は1頁をご覧下さい。ご意見の概要は、子どもの読書活動の意義に記載した「読書は生きる力を育むことができる」という表現について、生きる力は読書だけで育まれるものではないので「生きる力につながる」という表現が適当ではないか、というものです。これについての市の考え方は、ご意見のとおり生きる力は読書だけでは育むことはできないと考えていることを説明し、誤解を生じる表記を改めて、計画案の1頁、第1章の1、子どもの読書活動の意義の最後の部分について、パブリック・コメントに提出した計画案の「生きる力を育むことができると考えられています」という表記から、「生きる力を育むことにつながっていきます」に修正いたしました。

次に、No.2のご意見で、計画（案）は同じく1頁の、子どもの読書活動の意義の部分です。ご意見の概要は、子どもの読書活動の意義の文章表現についての精査でありますので、これについて検討いたしまして、全体的に修正いたしました。具体的な修正箇所ですが、ご意見にある、必要のない反復については、この段の下から3行目の部分で、パブリック・コメントに提出した計画案では、「子どもが自発的な読書習慣を身につけ、読書体験をかさねていくことで、子どもが人生をより豊かに」という表記で、「子どもが」という表記が繰り返されましたので、本日の資料に記載のとおり、「子どもが自発的な読書習慣を身に付け、読書体験をかさねていくことは、人生をより豊かに」と2回目の「子どもが」という部分を削除いたしました。その他数か所の修正を行い、本日の資料2の計画案になっております。

次に、No.3のご意見ですが、計画（案）は8頁、9頁をお開き下さい。ご意見の概要は、計画案9頁の2、第2次計画の基本方針の（4）、子どもの読書活動推進のための体制整備において、子どもたちを取りまく環境を話し合ったりして、子どもたちを理解し、読書との接点を探る活動を推進してほしい、というものです。これにつきましては、子どもたちを取りまく環境の現状把握を常に行うことは、本計画の取り組みの全てにおいて必要であると考え、ご意見については計画全体に関わることを説明し、計画案の8頁の、第2次計画の目標の網掛け部分を追記いたしました。

参考資料の5頁をお開き下さい。No.18のご意見で、計画（案）は16頁をお開き下さい。ご意見の概要は、学校図書館機能は、学校図書館コーディネーター、サポーターの増員だけでは果たせず、司書がいて司書教諭や先生方の要望を聞き、活動しなければ、子どもたちの読書や調べ学習に対処できない、というものです。これにつきましては、専任の司書教諭が配置されていない現状で

は、学校図書館コーディネーターをいわゆる学校司書として配置し、その力量を高める方策を講じながら、ご指摘の機能を果たすという考えを説明するとともに、学校図書館コーディネーター、サポーターが担う役割をご理解いただくために、その必要な経験について明記すべきと考え、計画（案）16頁の網掛けの箇所を、「学校現場での図書指導等の経験豊かな」という表記にいたしました。また、この取り組みにつきましては重点取り組みに位置付けておりますので、計画（案）の22頁にも同様の表記がありますので、こちらにつきましても同じように追記しております。併せて、専任の司書教諭の配置を神奈川県に要望していきます、と回答させていただいております。

以上、「第2次横須賀市子ども読書活動推進計画案に対するパブリック・コメント手続きの実施結果」と、それに伴う計画（案）の修正について、ご説明させていただきました。

なお、本日のお渡しとなってしまいました参考資料2につきましては、11月定例会でご報告いたしました後、12月の第4回市議会でいただいたご意見について、記載しております。後ほどご覧いただきますようお願いいたします。

また、今後のスケジュールについて、口頭でご説明させていただきます。本日、本議案についてご審議いただいた結果、議決をいただけましたら、今後開催されます社会教育委員会議及び3月の市議会で報告を行い、その後ホームページ等で公開して周知を図るとともに、本年度中に計画書の体裁を整え、委員の皆さま、各学校及び関係機関等に配付していきたいと考えております。また、本日、参考資料としてご説明いたしました、「第2次横須賀市子ども読書活動推進計画案に対するパブリック・コメント手続きの実施結果」につきましては、計画決定後、ホームページ、各図書館、市政情報コーナー、各行政センターで公表する予定としております。

以上で、議案第14号「第2次横須賀市子ども読書活動推進計画の策定について」の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

（三塚委員）

何点かお願いします。こちらの「重点取組」の、16ページの、先ほど説明があった、いつでも行っているというところなのですが、そのコーディネーターとサポーターの配置、これは拡充ということで、その人数が増えるというのはわかるのですが、その配置計画というのは、この5年間でどういうふうになれるか、ありましたらお聞きしたいのです。

（教育指導課長）

それにつきましては、サポーター、それから、コーディネーターを少しずつ

育成していくということも考えながら進めていかなければなりません。最終的に、5年後には全校に週1回はコーディネーターが回るような形で考えてはおりますけれども、なかなか、そこまで順調にいくかどうか、財政的な部分で、まだはっきりわからないというような状況もございます。

考え方としては、週1回はコーディネーターが各学校に行くという形をつくりたいというふうに考えております。

(三塚委員)

その配置というのが学校に人を配置するということではなくて、要するに、このパブリック・コメントのまとめてあるページの17番のところにあるように、学校に派遣するわけですね。週1回派遣するというのが書いてあるのですが、そういう配置の仕方でしょうか。

(教育指導課長)

現在の考え方でいけば、そのような形になります。

(三塚委員)

そうすると、例えば、その何人かのコーディネーターやサポーターは、普通はどこに位置しているのですか。

(教育指導課長)

コーディネーターが最終的に残るような形になります。コーディネーターは学校を3校担当するというようなことになりますので、配置としては、それぞれの学校に毎回行く、毎日行くような形になっていきますので、どこかに拠点があって、そこから行くということではありません。

(三塚委員)

そうしますと、例えば、5ページの18番のところに「コーディネーター」と書いてあって「(いわゆる学校司書)」という括弧書きがありますが、これは、今、文部科学省で進めている学校司書とは違い、要するに、そちらの予算づけをして、このコーディネーターを配置するということではないということですね。

(中央図書館長)

国の予算措置につきましては、市への地方交付税として手当されているということで、その使い道について、直接コーディネーター配置予算へ財源充当す

るということではないので、今は一般財源で手当するというふうに考えております。

(三塚委員)

内容的には文部科学省で進めている学校司書と変わらないと思います。ですから、そういうのは地方財政措置として要求することができると思います。だから、市が全部持ち出すことはないのではないかと思うのです。

(中央図書館長)

直接の国の補助金であれば、当然要求して行って、それに手当できると思うのですけれども、地方交付税の算定基礎にいわゆる学校司書への人件費が入っているということで私たちも財政当局も把握しております。それによって横須賀市の交付税が上乘せされるということではないので、その中で全市の予算を組み立てていかななくてはならないということになりますので、使い道が直結していないというところがございます。

そういう交付税の性質がございますので、なかなか学校司書配置予算にそのままダイレクトに当てるとということが困難であるということは、財政のほうからも説明を受けています。

(森武委員)

パブリック・コメント手続き、ご説明いただいた結果の5ページのところの、最後に説明いただいた18番ですけれども、今回、「学校現場での図書指導等の」経験豊かなというのを入れられたというご説明だったと思うのですけれども、具体的にこれを入れるというによって、どういう人材を発掘しようとしているのか、何かイメージがあるので入れられたと思うのですけれども、そのあたりをご説明いただければと思うのですけれども。

(教育指導課長)

それにつきましては、司書あるいは学校司書という、そういう資格を持っている方というだけではなくて、やはり学校の教育をよく知っている人、あるいは学校の教育の中で図書館をより活用しながら授業を進めてこられた方ということで、教員経験のある方ということも考えながら、文言の中に含めて考えております。

(森武委員)

今まさにご説明いただいた教員経験がある方ということになると思うのです



けれども、そうしますと、逆に考えると図書館の司書の資格を持っていても、学校現場で働いたことがない方に関しては、これは制限をかけるというような文言にも見えるのですけれども。例えば、先生の経験があつて中途退職された方であれば若い方もおられるかもしれませんが、通常、先生として勤務されたのであれば、定年退職された方になってしまうとか、そのあたりは、それでよろしいでしょうか。

(教育指導課長)

やはり、学校の授業にかかわっていただくというところでは、学校の授業をよくわかっている方ということが一番必要かと思えます。ただ、先ほど、コーディネーター、サポーターを育成しなければいけないというところでもお話を差し上げた部分ともかかわるのですけれども、サポーターという方につきましては、やはり、そういう学校の経験がないけれども司書の資格を持っている方、あるいは教員の免許を持っているけれども授業にかかわったことがない方、そういう方が入っていただき、サポーターとしての仕事をしていていただく中で学校の授業にかかわって、研修しながら、というような形でお仕事をしていただく中で力量を高めていただいて、コーディネーターになるということは考えられるのではないかと考えております。

(齋藤委員)

1点お伺いしたいのですが、こちらの「第2次愛読プラン(案)」のほうですが、そちら側の「第1次計画の成果と課題」の5ページですけれども、5ページで、ボランティアの職員による「おはなし会」とか、そういうイベントをやっておりますと。その課題として、行事開催については「広く周知できているとは言い難い状況です」というふうに総括されておられるのですけれども、この同じ冊子の12ページに、今年の取り組みの、今回の取り組みがあつて、そこで12ページの多分下から2つ目の箱がそこだと思ふのですが、具体的な取り組みとして「おはなし会等の事業の充実」とあるのですけれども、第1次計画で課題になった広く周知するという点に関しては、特にこの文言からは、改善策が読み取れません。それについての取り組みは、どのようにお考えなのかをお聞かせいただきたいのですけれども。

(中央図書館長)

「おはなし会」などの事業の周知方向についてですが、今の12ページのコミュニティセンターや「愛らんど」の事業としての「おはなし会」の事業の充実というのもございますし、13ページに市立図書館における事業ということで、

13 ページの下から3つ目の事業に「おはなし会」などの実施などがございます。これもあわせて、この13ページの一番上の事業「子ども読書活動の意義の啓発」のところで、例えば「子ども読書の日」というのが4月23日と定められておりますが、その日にあわせて行事をやって、そのときに年間の行事をご紹介するとか、地域におけるこういうコミュニティの事業がありますよということをお知らせするとか、それから「市民配布物にわかりやすいPR」というのは、今ブックリストなどはほとんど全部の小学生・中学生、それから幼稚園・保育園にお配りしておりますけれども、そこにも、子ども読書活動の意義というのでも啓発していきたいと考えております。地道ではありますが、そういうところから、できるだけ皆さんに手に渡るものについて、それから、目で見てわかるような行事の開催の周知等を通して、啓発方法を工夫していきたいと思っております。

(齋藤委員)

わかりました。よろしく申し上げます。

(森武委員)

先ほどの質問の、ちょっと、もう一度お聞かせいただければと思うのですが、先ほどの5ページの、もともといただいたパブリック・コメントの意見ですけれども、意見の概要の2段落目は「司書がいて、司書教諭や先生方の要望を聞きながら、」とあって、でなければ「学習には対処できないと思います。」ということで、この方のご意見というのは、司書を置かないとだめではないかというように私としては理解できたのですけれども。それで、市の考え方の中に、司書よりもむしろ学校での教育を重視するというような「学校現場での図書指導等の」というのを入れられたという説明と、この意見と市の考え方の中に何かすんなりと理解ができないなというように感じたのですけれども。そのあたりというのは何でそういうふうになっているのかというのを、もう少しご説明いただけますでしょうか。

(教育指導課長)

この方がおっしゃっている司書という部分が18番のところですね。どの方を指しているのかというのを想像したときに、いわゆる学校司書と広く言われている、そういう方を言っていらっしゃるのではないかというふうに思いました。そこで、市として今コーディネーターは派遣しているわけですけれども、このコーディネーターが学校司書ということになるのですということで、まず最初にご説明するつもりで、そういうような「(いわゆる学校司書)を配置す

るとともに」というようなことで書かせていただきました。

ただ、そのコーディネーター、学校司書という部分につきまして、横須賀市でなかなかそういう方がいらっしゃらないというか、まだ存在として少ないわけですので、そのコーディネーターの部分を養成していったり、力量を高めていかなければいけないということで、前段のところでは、ご指摘の機能を一層力をつけていったり、人を増やしていったりすることで、ご指摘の機能を果たしていこうと考えていますというふうに答えさせていただきました。

先ほどの「学校現場での図書指導等の経験豊かな」という部分については、授業に行かせてもらえるような形となったとき、どうしても学校現場に深くかかわった方というところ、教員経験者というところが多くなってしまいかと思うのですが、そこだけにとらわれているというわけではなくて、できるだけ広く、いろんな方が図書館を活用できるような部分で、お力を貸していただける方が入っていただきたいという気持ちはあるのですが、学校の状況を、授業のことを理解していただいている方が入っていただくことにより、スムーズに授業に活用していただけることになるのではないかと、図書指導がスムーズにいくのではないかと考えているところです。

(森武委員)

ちょっと私の理解が間違っているかもしれないので、まず教えてほしいのですが、ここで言うコーディネーター、学校図書館コーディネーター、いわゆる学校司書というのは一般的にはどういう資格を持って、どういう立場の方のことを言うのか、まずそれを教えていただけますか。

(教育指導課長)

学校司書という部分につきまして、明確に単位をとって学校司書という部分をとるシステムで、大学のほうで、そういう部分の養成の部分がございます。ただ、各市町村というか、自治体で学校司書として活用していくというところにつきましては、各市町村が、こういう方を学校司書というふうな形で配置しようという部分では各市町村に任されていて、この資格がなければ学校司書として着任させられないというか、そういうわけではなくて、各自治体で決めることができるということになっております。

(森武委員)

そうなりますと、まず基本的な確認ですけれども、資格としては図書館司書という資格と、あと司書教諭という資格、これは明らかな資格で、学校司書というのは、ある意味、学校図書館における司書ということで、特に学校司書と

いう資格があるわけではないという、それは、その理解でよろしいわけですか。

(教育指導課長)

そうですね、そのように捉えていただいて構わないと。

(森武委員)

そうしますと、このご意見の方のところに、例えば司書がいて、司書教諭や先生方の要望を聞きながら効率的に市立図書館の団体貸し出しやリファレンスを利用しなければというところ、私は逆に、そこにちょっと意味があるのかなと思ったのですけれども。先生方、司書教諭や一般の先生方と協力してリファレンスに対応するのであれば、むしろ普通の図書館の司書の方を要求されているのかなというふうに見えたのですけれども、それを、あえて学校司書という意味で、結果的には司書教諭として学校で勤務した方に制限するような形になっているのか。そのあたりが、ちょっと、何かしっくりこなかったので再三質問させていただいたのですけれども。それはどういうふう to 考えればよろしいわけでしょうか。

(教育指導課長)

先ほども申し上げたとおり、この方が司書という部分を学校にいる司書というふう to 考えていらっしゃるのか、図書館司書ということ to イメージされているのか to というのははっきりわかりませんが、司書教諭や学校の先生方、普通の教諭ですね。その先生方が直接的に図書館といろいろやりとりしながらやっていくには、非常に難しいだろう。時間的な部分とか、交渉したりというところですよ。その中で、やはり、もう一人、誰か学校図書館にいて、その方が調整をしたり要望を聞いたりしながら、市の図書館と調整したりする役をしたらどうでしょうか to というようなことだ to というふう to 捉えたのです。それは今、横須賀では、そのコーディネーターが担う to というふう to 考えているということなのです。

(森武委員)

わかりました。では、最後に、もう一言だけ。

今おっしゃったことは、よく私も理解できますので、学校司書という方をどう to というふう to 位置づけていくか to いったときに、司書教諭であったり学校の先生の経験があった方を学校司書にしていく to というのも一つ、私はそれを別に否定しているわけではないので、それはもちろん大きな柱だ to 思うのですけれども、それと一方で、司書教諭などと協力しながら、もともとの図書館司書の方

の、専門性も生かして、それが学校現場に入っていくという道を閉ざすように見えたので、閉ざすことではないというところで、質問させていただいたのです。そのあたりを、実際の運用のときにご検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(三塚委員)

今のところに関わって、そのコーディネーターを学校司書といったときに、私がさっき言ったように、文部科学省でいう学校司書と、ある意味では結びつくのですよ。そうすれば文部科学省で配置している学校司書がコーディネーターとして学校に行くのだという、そういうイメージで多分、今後とられてしまうと思うのですね。だから、初めてここで、いわゆる学校司書というのが出てきた。今までの説明の中では、学校司書という言葉は1回もなかったですからね。だから、ここで、なぜこれが入ってきたかということと、それから、5人の方がこのパブリック・コメントで回答しているのだけれども、それを見ると、4人の方が学校司書を置いて下さいという意見だと思うのですね。この文面からすれば、4人の方が、それぞれそう書いています。その辺の受けとめ方というのが、やっぱりあるかと思うのですね。ですから、その辺を丁寧に受け答えをしてほしいなというのが、まず1点目です。

それから、あと2点聞きたいのですけれども、18ページの「高等学校における読書活動の推進」の1番上の四角の枠の「学校図書館の利用の促進」というところで「新入生に向けてガイダンスの実施」というふうに書いてあるのだけれども、これは教育指導課のほうで行うものなのかどうかというのが1点、それを聞きたいということと、それから、24ページの第5章の最後のところで、数値目標が書かれているのですね。それで、1カ月の平均読書冊数を3割増して5年間で延ばしていこうという、これはすごくいいことなのですから、その3割というところにこだわった、何か根拠になるようなものがあれば、ちょっと聞きたいです。

(中央図書館長)

まず、1つ目の「高等学校における読書活動の推進」、18ページのほうですが、「新入生に向けてガイダンスの実施」というのは、そこに書かせていただいたのは、総合高校へヒアリングに行きました。総合高校のほうの先生と、それから、図書室の担当の方とお話をしまして、こういうことを「新入生に向けてガイダンスの実施」をしていただけるということですので、総合高校のほうで、実際にはやっていただけるのですけれども、その指導については教育指導課で協力などをしていくというつもりで、ここに記載させていただきました。

2つ目の、24 ページの数値目標、1カ月の平均読書冊数を5年間で3割伸ばすというところなのですけれども、できれば国の標準、国の平均値などに伸ばしていきたいと思いましたが、なかなか差がございますので、第1次計画期間に全国の伸びが約3割ございましたので、横須賀のほうは第1次計画から第2次計画の、第1次計画の中で調査をしたところ、当初の、この計画のほうにも記載がございますけれども、2ページにございますが、月間読書平均冊数の全国平均、それから横須賀市の平均というものが載っております。

横須賀市の平均のほうは、残念ながら下がってしまったところがございますので、これを全国がこの期間で3割伸びておりますので、3割という数字を横須賀はこの5年間で伸ばしていきたいということで目標に掲げております。

(教育指導課長)

先ほどお話がありました学校司書という言葉がここで初めてということにつきましては、学校司書という仕事の内容について、実際にコーディネーターは、仕事内容としてはそれに耐え得る内容をしていくことになると思います。

ただ、常駐しているわけではないという、その部分が課題であると思いますし、それから、今回いただいたご意見の中にもたくさん、そういう方の存在が必要なのだというお声もいただいておりますので、それをやはりしっかり受けとめながら、今回、少しずつでも進めていきたいと思っています。コーディネーターが学校に入ることでのよさを実績として積み上げていくことが、最終的に学校司書と言われているコーディネーターが入っていくことになるのではないかとこのように考えております。

質問・討論なく、採決の結果、議案第14号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第12 議案第15号『指定重要文化財の指定について』

委員長 議題とすることを宣言

(生涯学習課長)

「指定重要文化財の指定について」ご説明いたします。横須賀市指定重要文化財は、文化財保護条例第3条第1項に基づき指定しております。今年度の指定にあたりましては、平成25年1月7日に開催されました、第3回文化財専門審議会において教育委員会から文化財専門審議会に諮問し、平成25年1月27日に開催されました文化財専門審議会で、2枚目に綴っておりますように文化

財専門審議会委員長から、新指定重要文化財 2 件及び追加指定重要文化財 1 件について答申をいただきました。

まず、一件目は、有形文化財（絵画）「板墨画 龍図天井」1 面です。二件目は、有形文化財（彫刻）「木造 伝毘沙門天 立像」1 軀です。三件目は、有形文化財（歴史資料）「東京湾第三海堡構造物（兵舎・観測所・探照灯・砲側庫）」4 基であります。平成 20 年度に重要文化財として指定した兵舎に続き、平成 22 年に夏島都市緑地に設置した、観測所・探照灯・砲側庫の 3 基の構造物を追加指定しようとするものです。

以上 3 件を横須賀市指定重要文化財として指定するものでこれにより、横須賀市指定重要文化財は 79 件となり、国、県、市の指定をあわせると 106 件となります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第 15 号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

委員長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（1）『市立高等学校の在り方の基本方針について』

（教育政策担当課長）

それでは、市立高等学校の在り方の基本方針について、ご報告させていただきます。別冊の報告書の 1 ページをご覧ください。

1 ページの「はじめに」の中段でございます。「このような状況の中」というところでございます。市立横須賀総合高等学校につきましては、平成 24 年度に開校 10 年目を迎えるという状況がございましたので、これまでの教育の歩みを振り返り、課題を把握をいたしまして、「市立高等学校の在り方の基本方針」を策定したものでございます。また、本校は市立唯一の高等学校であり、市として高等学校を設置する意味を明確にする必要があるということも踏まえまして、目指す学校像を検討いたしました。

1 の現状と課題でございます。現状ですが、8 学級規模の総合学科の高等学校といたしまして、単位制・選択制のもと、8 系列を設け、普通科目と専門科目を設置してございます。

2 ページ 3 段落目でございますが、進路指導におきましては 4 年制大学・短期大学への進学率が 67% で、生徒・保護者の進学へのニーズは高いものがあります。また、部活動も盛んで、9 割の生徒が入部をしており、全国レベルの成

果を収めている部もございます。

総括的に現状を捉えますと、総合学科としての特色を生かし、成果を収めているというふうに考えておりました。学校評価に係るアンケート調査では、約9割の生徒が肯定的に捉えており、保護者においても、ほぼ同様な結果でございます。

(2)の課題であります。「系列・科目の設置と履修状況について」ですが、選択科目の履修状況には偏りがあるという面がございます。

3ページをお開き下さい。進路指導におきましては、より充実した進路指導に今後とも取り組んでいく必要があるという認識を持っております。

学習指導の面では、入学1年後にテストを行った結果、学力が伸びていないという傾向が見受けられましたので、生徒の学力向上につきましても、引き続き取り組んでいくということが求められているというふうに考えております。

これらの課題を踏まえまして、2の「目指す学校像」、2つを定めたものがございます。学校像の1つ目が「高い志を持って自己実現を目指し、社会の第一線で活躍できる人材を育成する学校」であります。4ページの学校像の2が「国際社会において多方面で活躍できる人材を育成する学校」、この2つを、目指す学校像として決めました。そして、この2つの学校像を実現するための教育改革の重点として、3の「教育改革の重点」に短期、中・長期という分けで、4つを掲げてございます。

まず、「短期的取り組み」といたしまして、恐れ入ります、5ページをお開き下さい。3つの短期的取り組みを掲げました。1つ目が「総合学科の一層の充実」であります。2つ目が「系列と科目の再編成」であります。3つ目が「スポーツ活動や文化活動の充実」でございます。この3点の取り組みにつきましては、平成25年度から総合高校を中心に教育委員会と連携をして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

(2)の「中・長期的取り組み」につきましては、今ご説明した短期的な取り組みの経過を踏まえつつ、さらに目指す学校像の実現に向けまして、総合高校の教育の一層の充実を図る観点から、中高一貫教育について検討することといたしました。中高一貫教育につきましては、今後多くの関係者の意見を聞きながら、メリット、デメリットについて検証することが必要であり、解決すべき多くの課題もあることから、25年度、来年度に検討委員会を設置して実現性や必要性も含め検討する必要があると考えております。

恐れ入ります、7ページをお開き下さい。

「おわりに」でございますけれども、一番下段でございます。本報告書につきましては、横須賀総合高等学校教育改革検討プロジェクトチームがまとめた検討結果でございますので、先ほど申し上げました25年度の検討委員会にお



きまして、現状と課題をもとに、目指す学校像、教育改革の重点について、総合的に検討していただくことを考えております。なお、プロジェクトチームの開催経過につきましては、1枚目の資料に記載をしております。また、名簿等につきましては、本報告書の後ろのほうに記載をしておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

以上、簡単でございますが報告を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

(質問なし)

## 報告事項(2) 『児童手当からの学校給食費等の徴収について』

(学校保健課長)

それでは、報告事項の2、児童手当からの学校給食費等の徴収について、ご説明いたします。本件につきましては11月の教育委員会定例会でご報告しましたが、今月の15日に第1回目の徴収を実施しますので、徴収予定額等とあわせまして、ご報告をいたします。まず、1の「概要」についてですが、学校給食費等の未納対策として、未納分を児童手当から徴収するもので、本年2月の児童手当支給期から実施いたします。

次に、2「徴収対象とする経費」ですが、学校給食費のほか、学用品費、教材費、修学旅行費など、小・中学校における教育活動に伴って必要となる費用のうち、未納となっているものが徴収対象となります。

3「対象者」は、未納分を児童手当から徴収することについて、申出書を提出した方になります。

最後に、4の「徴収件数及び徴収額」、予定額についてでございますが、下段の表に記載のとおりでございますが、小学校の学校給食費で34件、115万2,296円、中学校の学校給食費で14件、6万7,926円、小学校のその他教材費等で11件、8万9,590円、中学校のその他教材費等で18件、66万8,949円、合計で、延べ77件、各費目間での重複を除くと56件となり、金額といたしましては、総額で197万8,761円の徴収を予定しております。

以上で、児童手当からの学校給食費等の徴収についての報告を終わります。

(森武委員)

1つ教えてほしいのですが、「徴収件数及び徴収額」ということで今ご報告ありましたけれども、これは未納のある方ということで、未納額のほうが今回支給される児童手当の額よりも多い場合は、今回については全額児童手

当から引いてしまうという理解でよろしいのですか。

(学校保健課長)

そこもご本人と調整をして、今回は例えば6万円出るのですけれども、未納額は10万円ありますが、今後、例えば2万円ずつ5回でお返ししたいという場合は、ご本人の状況とご要望とをお聞ききしながら調整をしているところでございます。

(森武委員)

わかりました。そうしますと、一応了解していただいた範囲内で徴収をしているという理解でよろしいわけですね。

(学校保健課長)

そのとおりです。

### 報告事項(3) 『横須賀美術館での特別企画展の開催について』

(美術館運営課長)

横須賀美術館での特別企画展の開催について、ご報告させていただきます。お手元の資料をご覧ください。横須賀市では横須賀美術館の新分野への挑戦として、既成概念にとらわれず幅広くアート全般を対象とした特別企画展を試行しています。

昨年開催しました「ラルク・アン・シエル展」に続く第2弾の試行として本年3月から「70's バイブレーション〜70年代日本の音楽とポップカルチャーが横須賀に蘇る〜」と題した特別企画展を開催します。試行の目的は前回同様、美術館を含めた本市の認知度の向上と集客数の拡大としています。この試行では70年代の日本の音楽シーンに新たな風を吹き込んだ数多くのアーティストたちの写真・映像・雑誌・ファッションの切り口で展示いたします。また、アーティストによるトークライブも行う予定であります。

まず、1、会期等ですが、(1)会期は3月16日土曜日から4月14日日曜日までの29日間となります。(2)開催場所は横須賀美術館の地下展示室になります。(3)入場料は、当日1,000円ですが、前売りはチケットぴあ等で2月中旬から800円で販売予定です。

2の展示・企画内容については、写真、アートワークの展示など記載のとおりですが、現時点では予定でありまして、確定のものではありません。

3の運営ですが、主催は横須賀市・横須賀市教育委員会で、企画、協力等は

記載のとおりです。

4、その他の事項としまして、会期前の3月2日から15日までの間、「芸術家を目指す方と共に」と題し、美大生などを対象とした学生参加型の展示企画を行う予定であります。

以上でございます。

(質問なし)

(理事者報告なし)

(委員質問なし)

委員長 日程第1から日程第10は、今後市長が議会に提出する案件のため秘密会とすることを宣言。関係理事者以外の退席を求めた。

## 6 閉会及び散会の時刻

平成25年2月7日(木) 午後6時45分

横須賀市教育委員会

委員長 三浦 溥太郎